

## 学校教育法、国立大学法人法「改正」に抗議する

6月20日、「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に関する法律」が成立した。この法律「改正」は、日本における大学の自治、大学のあり方を根本的に変えてしまうものであり、これによって今後の日本の教育・研究体制にたいへん深刻な状況を生み出すことが危惧される。

今回の法「改正」によって、大学内では教授会が諮問機関化され、そこでの審議項目が制限される。すなわち、教授会の権限が、さらに小さく限定されることになる。また、国立大学法人では、学長の選考に際して「学長選考会議が定める選考基準により、行わなければならない」という規定が加えられている。これにより、学長選考における意向投票の有名無実化が懸念され、さらに、教育研究部門と経営部門の両方の代表者であるという学長の位置づけのうち、経営の論理が優越することになる。

この「改正」法が実施されると、大学、特に国立大学法人は、学長の専権体制のもと、学長が示す大学運営の方向に異を唱えることができなくなる。これまですすめられてきた、教員集団の中での自由な議論が阻害され、本来の大学がもつ教育や研究の機能が損なわれるおそれがある。また、学内の意向を重要視しない中での大学運営が横行することが想定される。そして、国民が高等教育の場で豊かな教育を受ける権利が狭められ、学術の成果を享受する権利も奪われることにつながる。良識ある国民を育てるという大学のもつ重要な役割を果たすことが困難になり、日本社会全体にとっても大きな損失になることが懸念される。

今回の「改正」は、成長戦略という国の政策に沿った大学経営をすすめる学長を選考するという、政府の意向のあらわれであり、大学の教育・研究への介入が、これまで以上に容易におこなえることになる。学問の自由の基盤となる、大学自治を破壊する法「改正」である。

この法「改正」に対しては、多くの大学教授会や教職員組合、その他有志の会が法律案の廃案を求めて決議や声明を表明してきた。国会審議の中では、「改正」前の学校教育法での「大学には、重要事項を審議するため、教授会を置かなければならない」（第93条）をなぜ変えなければならないのか、納得のいく政府答弁はなかった。

われわれ地学団体研究会は、多くの問題を含み、極めて深刻な事態をもたらす法律「改正」に強く抗議する。

われわれは今後も、社会の民主主義の発展とともに学問の自由、大学自治を守るという信念のもとで、大学での研究および高等教育を実践し、それによって社会に貢献するために力を尽くすことを表明する。

2014年8月23日

第68回地学団体研究会総会（九州）